

● レポート 〈山形県労連〉

最低賃金、県が国に画期的な提案

——ブラック企業アンケートから見てきたもの

勝見 忍

1 全国一律最低賃金制度の確立へ、 山形県が大きな一歩

全労連東北地協・北海道地協による「最低賃金の大幅引き上げを求める東北・北海道キャラバン」に取り組んで、今年（2017年）で10回目（北海道と合流して3回目）となった。私たちは、毎年この行動を軸に最賃闘争を繰り広げている。

こうした中で、山形県は国に対して「平成30年度政府の施策などに対する提案」を提出したが、その中で最低賃金について、「都市部と地方の最低賃金の地域間格差を是正するため、ランク制度の見直しや全国一律の適用を行うとともに、最低賃金の引き上げによって影響をうける中小・小規模事業者への支援の充実を図ること」という要望が盛り込まれた。10月6日から改定された山形県の最低賃金は739円、最高額の東京都958円との差は実に219円にもおよぶ。

山形県はこれまで、最低賃金の改善に関しては、「国の制度であり、審議会で決めることだから」などとして、非常に消極的な姿勢に終始していた。山形県の吉村美枝子知事には毎年、県労連として、直接面会して雇用や賃金について要請する機会を得ているが、2016年12月の要請の際、知事は「最低賃金は格差をなくすため全国一律がよい。中間層

を厚くしたい。政府は地方創生などと言っているが、逆行しているのではないかと述べ、最賃制度の改善の必要性の認識を示した。その直後の県知事選挙においても、公約として、全国一律制度の確立を掲げていた。

今回の国に対する提案・要望の中で、山形県が最低賃金について盛り込んだのは初めてのことであり、しかも「全国一律」という言葉も用いているのは、全国的にみてもきわめて画期的といえるのではないかと。

国に対する提案の中で山形県は、非正規雇用の比率が2012年時点で35.8%と増加傾向にあるとし、しかも2万8000人が不本意の非正規雇用にある（2015年）と指摘している。さらに、非正規雇用の増加が生涯未婚率増加の一因となっていることにも言及している。そのうえで、現行のランク制度について、中央最賃審議会から示される改定の目安額はランク間の格差があり、地域間格差の拡大につながっていると問題視している。そのため、ランク制度の見直しや全国一律の適用など、都市部と地方の格差是正が必要であるとしている点で、私たちの主張とも合致し、意義のある内容となっている。

私たちは毎年秋に自治体キャラバンに取り組んでいるが、この間、最低賃金の大幅引き上げや全国一律制度への移行について要請し、県内各自治体に理解を求めている。

多くの自治体は、賃金の地域間格差が縮小するどころか、年々拡大しており、人口減少・流出が加速していることに強い危機感を示している。今回のキャラバンでは、とくに県による国に対しての積極的な働きかけについて取り上げ、県のこうした取り組みを支え応援するよう呼びかけたところ、少なくない自治体で理解を示し、県と同様の考えであると答えた。

山形県が大きな一歩を踏み出したわけだが、引き続き、全国一律最賃制度の必要性の理解を広げる運動を前進させたいと思う。その際、この間、東北6県の県労連が共同して、静岡県立大学の中澤秀一准教授の指導のもとに取り組んだ最低生計費試算調査の結果を、積極的に活用することが重要だ。経営者団体などと懇談する際、調査結果を示すと、都市部と地方の最低生計費がほぼ同じ水準にあることに対し、「認識を新たにした」との感をにじませることは多い。

2 最賃審議会の答申にも変化

山形地方最賃審議会は2017年8月10日、今年度の県最低賃金の改正について、山形労働局長に答申した。答申は目安どおりの引き上げにとどまり、739円に改定するとした。県労連は、22円の引き上げでは不十分であり、都市部との格差は一層拡大するとして、同23日に異議申出を行ったが、答申は従来から変化した部分もあった。

それは、①山形県の中小・零細企業の置かれた厳しい現状もふまえて、中小企業・小規模事業者への支援の充実と効果的な周知、②目安の合理的な根拠を示すための努力など目安制度への信頼感を確保するための取り

組みの2点を政府に対して要望したことである。①については私たちも絶えず求めてきたことでもあり、②に関しては、日頃から県経営者協会が、「最初に目安ありき」として目安制度に対して批判的な考えを示してきた問題である。引き上げ幅を縮小させたいという思いもあるのだろうが、地方審議会の自主性をどう発揮できるかという点では、検討を要する課題と思う。

県労連が提出した異議申出を審議した審議会では、「答申どおりとする」と結論づけたものの、使用者側も、毎年否定的な考えを示す公益の副会長も、人間らしい生活が維持できないこと、格差が一層拡大すること、中小・小規模事業者の支援拡充の強化などを指摘した異議申出の内容については「理解できる」「間違ったことは何もない」とした。審議会を傍聴し、もはや、私たちの主張を否定することはできないどころか、共通認識にさえなっていることを強く感じた。

3 ブラック企業アンケート結果から見えてきたもの

山形県労連は2014年2月からホームページに「ブラック企業アンケート」を掲載しており、ホームページを見た人であれば誰でもアンケートに答えられるようにしている。アンケートの回答は、県労連のアドレスに送信されるように設定している。

ここでは、2014年2月から2015年5月までの回答と2015年6月から2016年6月までの2年余りの集約結果から特徴点を紹介したい。

2014年からの最初の1年余の集約では、23人から回答が寄せられた。2015年からの

1年分の集約では46人から回答があり、倍増した。年齢は30代が最も多く、雇用形態では非正規雇用より正規雇用が圧倒的に多くなっている。業種では、山形県の基幹産業である製造業が最も多く、サービス業、医療・福祉、運輸業などとなっている。

自由記載欄には、リアルで深刻な状況が綴られており、唖然とさせられるものも少なくなかった。交通誘導警備業の男性は朝から翌朝まで、33時間中に24時間勤務。昼勤はA社、夜勤はB社、翌朝の昼勤はC社へ派遣される。勤務と勤務の間の3時間は移動で仮眠する時間もとれない。学習塾で働く男性は、年間を通して休日がほとんどなく、土日は早朝から深夜0時までの長時間労働。会議や研修などは「仕事ではなく自分のためだ」と言われ、手当など一切ない、夜勤専属の設備管理業務の男性は、午後5時から翌朝8時45分までと拘束時間が非常に長く、夜勤の手当が一切つかない。さらに、交代制の12時間

勤務の男性。ミスが一番多かった班に罰として、勤務時間外に機械の洗浄・清掃作業を超過勤務手当なしで命令される、などなど惨憺たる事例ばかりである。

内容で分類すると、「パワハラ」が最も多くみられた他、「サービス残業」「ワンマン経営」「低賃金」「メンタル不全」などが目立っている。労基法無視、自己責任の押しつけ、家族・親族による経営などを問題にしているものが多い。また、賃金水準・最低賃金の低さを問題にしているものも多く、山形県の人口流出・人口減少を懸念している傾向もみられる。深刻な状態にある自分自身の救済だけでなく、社会全体で改善する必要があるという意識もうかがえる。

県労連として、こうした切実な声を背景にして、ブラック企業根絶、貧困解消をすすめるたたかいを本格的に前進させなければならない。

(かつみ　しのぶ・山形県労連議長)